平成２４年（フ）第１８８２号
横浜市南区六ツ川１丁目175番地の17　伊藤荘２Ｆ
債務者　高橋　龍雄
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　友深
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０１号
静岡市清水区飯田町３番50号　203号
債務者　柳川　　仁
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６０号
札幌市東区北37条東３丁目１番20号　平成ハイツ１号
債務者　藤本美千代
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７号
愛知県知多市つつじが丘２丁目１番地23―301
債務者　中山瑳恵美
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉麻衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９４２号
名古屋市中区新栄３丁目19番５号　エクセランス新栄406号
債務者　石川　　光
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝日　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１０６号
名古屋市北区織部町１番地の９　県営織部住宅１棟801号
債務者　平井　照夫
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堤　　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１号
栃木県栃木市境町33番４号
債務者　森戸　　勇
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野民樹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第６２号
栃木県栃木市境町33番４号
債務者　森戸　チカ
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野民樹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２１３号
金沢市大野町４丁目185番地16
債務者　高野　外光
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　隆裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
金沢地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４７号
宮城県遠田郡美里町牛飼字新西原232番地２
債務者　佐藤　由佳
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
秋田市太平黒沢字子田60番地
債務者　田子　　恵
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９１号
秋田市雄和新波字樋口48番地５　新波市営住宅３号
債務者　熊谷　　敦
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９２号
秋田市雄和新波字樋口48番地５　新波市営住宅３号
債務者　熊谷　成美
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９号
千葉県茂原市綱島241番地５
債務者　齋藤　豊彦
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
山梨県甲府市大里町2473番地１　ベルエール田中101
債務者　小林　智範
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
山梨県甲府市下小河原町162番地２　レジデンス渡辺103
債務者　北野　富幸
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
山梨県笛吹市八代町米倉1584番地１
債務者　清水　克行
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係